

第67回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連結注記表

個別注記表

(平成29年3月21日から平成30年3月20日まで)

株式会社プロルート丸光

「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.proroute.co.jp/>)に掲載することにより株主の皆様提供しております。

なお、上記事項は、会計監査人及び監査役が監査報告を作成する際に行った監査の対象に含まれております。

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

株式会社サンマール

- (2) 非連結子会社の数

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

- (1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

商品

卸売事業及び…主として売価還元法に基づく原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの小売事業方法）

免税事業…移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品…最終仕入原価法に基づく原価法

（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）

- (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）…主として定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……………10年～37年

その他（主として備品）……5年～15年

無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸 倒 引 当 金…債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。
- ② 役員退職慰労引当金…当社の役員の退職金の支払に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップの特例処理の対象となる取引については当該特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
為 替 予 約	外貨建金銭債務
金利スワップ	借 入 金

③ ヘッジ方針

当社グループの内部規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するために行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、当該取引とヘッジ対象になる負債又は予定取引に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺することが事前に想定されるため、有効性の判定を省略しております。また、「金利スワップの特例処理」の適用要件を充足している金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（11年）による定額法により費用処理しております。

(6) 消費税等の処理方法…税抜方式によっております。

II. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の摘要)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度より適用しております。

III. 連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|---|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 2,395,365千円 |
| 2. 担保に供している資産 | |
| 定期預金 | 300,000千円 |
| 建物 | 430,433千円 |
| 土地 | 412,558千円 |
| 投資有価証券 | 41,627千円 |
| 対応する債務 | |
| 短期借入金 | 828,942千円 |
| 3. 当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。
当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。 | |
| 当座貸越極度額の総額 | 1,005,000千円 |
| 借入実行残高 | 828,942千円 |
| 差引額 | 176,058千円 |
| 4. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。 | |

IV. 連結損益計算書に関する注記

- | | |
|------------------------------------|----------|
| 1. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額 | 22,090千円 |
| 2. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。 | |

V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の数 普通株式 20,473,440株

2. 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

無配のため、該当事項はありません。

当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成30年6月14日開催の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

普通株式の配当に関する事項

(1) 配当金の総額	10,236,495円
(2) 配当の原資	利益剰余金
(3) 1株当たり配当額	0円50銭
(4) 基準日	平成30年3月20日
(5) 効力発生日	平成30年6月15日

3. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画等に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務上又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替予約取引を利用してヘッジしております。

借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、1年以内であります。デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月20日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	2,653,634	2,653,634	—
(2) 売掛金	825,720	825,720	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	70,137	70,137	—
(4) 買掛金	360,787	360,787	—
(5) 短期借入金	1,443,610	1,443,610	—
(6) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	282,102	281,826	△275
(7) デリバティブ取引(※)	(5,890)	(5,890)	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 買掛金、並びに(5)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価について、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額11,800千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

VII. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 98円95銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 1円88銭 |

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

1. 資本金の額及び資本準備金の額の減少

平成30年5月16日開催の取締役会において、平成30年6月14日開催予定の第67回定時株主総会に「資本金の額及び資本準備金の額の減少」について付議することを決議いたしました。

(1) 資本金の額及び資本準備金の額の減少の目的

当社の業務及び損益状態の現状を踏まえ、適切な税制への適用を通じて財務内容の健全性を維持しつつ、今後の資本政策の機動性及び柔軟性を図ることを目的とし、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、行うものであります。

(2) 資本金の額及び資本準備金の額の減少の要領

①減少すべき資本金の額及び資本準備金の額

資本金の額100,000千円を50,000千円減少して、50,000千円といたします。

資本準備金の額676,827千円を626,827千円減少して、50,000千円といたします。

②資本金の額及び資本準備金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額及び資本準備金の額の全額をその他資本剰余金へ振り替えます。

(3) 資本金の額及び資本準備金の額の減少の日程

①取締役会決議日 平成30年5月16日

②株主総会決議日 平成30年6月14日（予定）

③債権者異議申述最終期日 平成30年7月15日（予定）

④効力発生日 平成30年7月17日（予定）

(4) 今後の見通し

本件は、「純資産の部」における科目間の振替処理であり、当社の純資産の額に変動はなく、業績に与える影響はありません。

2. 役員退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度の導入

当社は、平成30年5月16日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しとして役員退職慰労金制度を廃止することを決議するとともに打ち切り支給すること及び譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案を平成30年6月14日開催予定の第67回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしました。

(1) 役員退職慰労金制度の廃止と打ち切り支給について

①役員退職慰労金制度の廃止理由

役員報酬体系の見直しの一環として、年功的要素及び報酬の後払い的要素の強い役員退職慰労金制度を廃止することといたしました。

②役員退職慰労金制度の廃止日

本株主総会終結の時をもって廃止することといたしました。

③役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給

役員退職慰労金制度の廃止に伴い、在任中の取締役（社外取締役を除く）及び監査役（社外監査役を除く）に対して、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に応じて、当社所定の基準に従い役員退職慰労金の打ち切り支給を行うこととし、本株主総会において承認を得たうえで、各取締役及び監査役の退任時に支給いたします。

④役員退職慰労金制度の業績に与える影響

当社は、従来から将来の役員退職慰労金の支給に備え、所定の基準に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上し

ておりますので、業績への影響は軽微であります。

(2) 譲渡制限付株式報酬制度の導入

①本制度の導入目的

本制度は、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を導入するものであります。

②本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、昭和62年6月15日開催の臨時株主総会において、当社の取締役の報酬額は年額3億円以内とご承認いただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、上記の報酬枠とは別枠で、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

③本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額100万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年100,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所JASDAQ市場における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本制度においては、対象取締役のほか、取締役を兼務しない執行役員に対しても、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式報酬を取締役会の決議により支給し、当社の普通株式を新たに発行又は処分する予定です。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産

商品

卸売事業… 売価還元法に基づく原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）

免税事業… 移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品… 最終仕入原価法に基づく原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）…定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……………10年～37年

その他（主として備品）…5年～15年

無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

なお、主なリース期間は5年です。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金…債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。

(2) 退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込み額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（11年）による定額法により費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが、連結貸借対照表と異なっております。

(3) 役員退職慰労引当金…役員の退職金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップの特例処理の対象となる取引については当該特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
為替予約	外貨建金銭債務
金利スワップ	借入金

(3) ヘッジ方針

当社の内部規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するために行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、当該取引とヘッジ対象になる負債又は予定取引に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺することが事前に想定されるため、有効性の判定を省略しております。また、「金利スワップの特例処理」の適用要件を充足している金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

5. 消費税等の処理方法…税抜方式によっております。

II. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の摘要)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度より適用しております。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権債務
短期金銭債権 3千円
長期金銭債務 50千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,359,348千円
3. 担保に供している資産
定期預金 300,000千円
建物 430,433千円
土地 412,558千円
投資有価証券 41,627千円
対応する債務
短期借入金 828,942千円
4. 当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。
当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。
当座貸越極度額の総額 1,005,000千円
借入実行残高 828,942千円

差引額 176,058千円
5. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

Ⅳ. 損益計算書に関する注記

1. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額 22,090千円
2. 関係会社との営業取引
売上高 259千円
3. 関係会社との営業取引以外の取引
受取利息 778千円
4. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

Ⅴ. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末日における自己株式の数 普通株式 450株
2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株 式 数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株 式 数
普通株式	350	100	—	450

3. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

VI. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
投資有価証券評価損	4,204千円
子会社株式評価損	141,904千円
退職給付引当金	241,462千円
貸倒引当金	3,940千円
減損損失	673,127千円
繰越欠損金	1,007,493千円
その他	33,122千円
繰延税金資産小計	2,105,256千円
評価性引当額	△2,105,256千円
繰延税金資産合計	一千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△49千円
その他有価証券評価差額金	△5,710千円
繰延税金負債合計	△5,759千円
繰延税金負債の純額	△5,759千円

VII. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	100円31銭
2. 1株当たり当期純利益	2円25銭

VIII. 重要な後発事象に関する注記

1. 資本金の額及び資本準備金の額の減少

平成30年5月16日開催の取締役会において、平成30年6月14日開催の定時株主総会に「資本金の額及び資本準備金の額の減少」について付議することを決議いたしました。

(1) 資本金の額及び資本準備金の額の減少の目的

当社の業務及び損益状態の現状を踏まえ、適切な税制への適用を通じて財務内容の健全性を維持しつつ、今後の資本政策の機動性及び柔軟性を図ることを目的とし、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、行うものであります。

(2) 資本金の額及び資本準備金の額の減少の要領

①減少すべき資本金の額及び資本準備金の額

資本金の額100,000千円を50,000千円減少して、50,000千円といたします。

資本準備金の額676,827千円を626,827千円減少して、50,000千円といたします。

②資本金の額及び資本準備金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額及び資本準備金の額の全額をその他資本剰余金へ振り替えます。

(3) 資本金の額及び資本準備金の額の減少の日程

- ①取締役会決議日 平成30年5月16日
- ②株主総会決議日 平成30年6月14日（予定）
- ③債権者異議申述最終期日 平成30年7月15日（予定）
- ④効力発生日 平成30年7月17日（予定）

(4) 今後の見通し

本件は、「純資産の部」における科目間の振替処理であり、当社の純資産の額に変動はなく、業績に与える影響はありません。

2. 役員退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度の導入

当社は、平成30年5月16日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しとして役員退職慰労金制度を廃止することを決議するとともに打ち切り支給すること及び譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案を平成30年6月14日開催予定の第67回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしました。

(1) 役員退職慰労金制度の廃止と打ち切り支給について

①役員退職慰労金制度の廃止理由

役員報酬体系の見直しの一環として、年功的要素及び報酬の後払い的要素の強い役員退職慰労金制度を廃止することといたしました。

②役員退職慰労金制度の廃止日

本株主総会終結の時をもって廃止することといたしました。

③役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給

役員退職慰労金制度の廃止に伴い、在任中の取締役（社外取締役を除く）及び監査役（社外監査役を除く）に対して、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に応じて、当社所定の基準に従い役員退職慰労金の打ち切り支給を行うこととし、本株主総会において承認を得たうえで、各取締役及び監査役の退任時に支給いたします。

④役員退職慰労金制度の業績に与える影響

当社は、従来から将来の役員退職慰労金の支給に備え、所定の基準に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりますので、業績への影響は軽微であります。

(2) 譲渡制限付株式報酬制度の導入

①本制度の導入目的

本制度は、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を導入するものであります。

②本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、昭和62年6月15日開催の臨時株主総会において、当社の取締役の報酬額は年額3億円以内とご承認いただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、上記の報酬枠とは別枠で、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬

枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

③本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額100万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年100,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所JASDAQ市場における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本制度においては、対象取締役のほか、取締役を兼務しない執行役員に対しても、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式報酬を取締役会の決議により支給し、当社の普通株式を新たに発行又は処分する予定です。